

議案第34号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

総合運動公園及び栄緑道並びに新座市営殿山運動場、新座市営馬場運動場、新座市営大和田運動場、新座市営堀ノ内少年運動場、新座市営野火止運動場、新座市営西堀庭球場、新座市営本多庭球場及び新座市民総合体育館の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更する。

指定の期間「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

平成27年12月18日に議決された総合運動公園及び栄緑道並びに新座市営殿山運動場、新座市営馬場運動場、新座市営大和田運動場、新座市営堀ノ内少年運動場、新座市営野火止運動場、新座市営西堀庭球場、新座市営本多庭球場及び新座市民総合体育館の指定管理者の指定の一部を変更したいので、この案を提出するものである。